

いじめ防止基本方針

1 はじめに

光陽小学校は、札幌市学校教育の基盤である人間尊重の教育を大切に、「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを進める。本校のすべての教育活動を貫く重点として、子どもの声を聴くこと、みんなが違うことを原点として多様性を認め合うことを重視し、児童一人一人が安心して学び、仲間とともに成長できる環境を整える。子どもの声を丁寧に聴くことは、いじめの早期発見に直結するものであり、日常的な対話を通して児童の小さな変化を見逃さない体制をつくる。

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという基本認識に立つ。児童の尊厳を守り、安心・安全な学校生活を保障することは学校の最も重要な責務である。本校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に全校体制で取り組む。

2 いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童が、一定の人間関係のある他の児童から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

3 いじめ防止に向けた基本姿勢

- いじめは子どもの命や心を奪いかねない重大な問題であるという認識を全教職員が共有する。
- 「いじめは許されない」という価値観を、授業・学級経営・学校行事などすべての教育活動を通して育てる。
- 児童が安心して相談できる関係づくりを重視し、日常的な対話を大切にする。
- 「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という視点から、未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、チーム光陽小学校として対応する。

4 校内組織体制

(1) いじめ防止委員会	(2) いじめ対応チーム	(3) 関係機関との連携
定例：月1回 【構成】 校長・教頭・担任・養護教諭・SC・SSW ほか 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none">● 児童の状況把握● 指導方針の共有● 必要な支援の検討	いじめ事案発生時に編成 【構成】 担任+児童を支えるリソースをもつ教職員（被害児童の寄り添い担当・きょうだい担任・前年度担任等）	重大事案・長期欠席を伴う事案は教育委員会へ報告 必要に応じて警察・関係機関と連携

5 いじめの未然防止に向けた取組

1. 大多数の児童を「いじめ解決の主体」に育てる。いじめの四層構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）を理解し、傍観者が「気づき・声かけ・相談」などの行動をとれるよう育てる。
2. 人権教育と言語環境の充実。「ちくちく言葉・ふわふわ言葉」など、言葉の使い方を学ぶ活動を通して、互いを大切にする文化を育てる。
3. 道徳科を窓口とした授業改善を進め、正義感や思いやりを育む学校風土をつくる。
4. ピアサポートの育成。児童会活動や学級活動を通して、友達同士で支え合い、困っている友達に気づき声をかける雰囲気育てる。「いじめは格好悪い」「仲間を大切にするのが当たり前」という価値観を共有する。

6 いじめの早期発見に向けた取組

1. いじめは見えにくいという前提に立ち、日常的に児童の変化を丁寧に観察する。
2. 全教職員がゲートキーパーとしての役割を果たし、些細な兆候にも気づき、丁寧に聞き取りを行う。
3. アンケート・教育相談を計画的に実施する。
4. 家庭との連携を強化し、保護者からの相談を受けやすい環境を整える。

実施内容	実施時期
学校アンケート	7月・2月
教育相談	4月・10月
いじめアンケート	11月（市教委調査）

7 いじめの早期対応に向けた取組

① 被害者保護

→

② 問題解決

→

③ 実態解明

1. 被害児童の保護を最優先とし、上記の順で対応する。
2. 学校長を中心に組織的な対応を行い、役割分担を明確にする。
3. 加害児童にはいじめの重大性を理解させ、再発防止に向けた指導を行う。被害児童の心のケアを最優先にし、SC・SSWと連携して支援する。
4. 生命・身体・財産に重大な被害のおそれがある場合は、速やかに警察へ通報する。

8 家庭・地域との連携

- 保護者へ事実関係を丁寧に説明し、協力を依頼する。
- 地域と連携し、児童を見守る環境を整える。
- コミュニティ・スクールとして、学校と社会をつなぐ活動を推進する。

9 学校評価と改善

いじめ防止の取組について、自己評価および学校関係者評価を行い、その結果を公表する。PDCA サイクルに基づき、継続的に改善を図る。

P

Plan（計画）

D

Do（実行）

C

Check（評価）

A

Act（改善）